

令和2年12月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、令和2年7月30日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フジ古市店
- (2) 所在地 広島市安佐南区大町東一丁目77番ほか

2 提出された意見の概要

新設の届出が提出されたことを受け、当商工会の役員会（理事会）に供したところ、交通問題を危惧される意見が出ました。

御社は、新設に伴い交通量調査にて現況を踏まえた予測を出されておられるとは思いますが、しかし、当地域は、JR可部線も近くを走り、旧道の生活道と並走してその影響は大と言えます。

交通への支障回避方策はあると思いますが、呉々も問題が発生しない様、また地元との協議を行い、交通関係には充分ご配慮賜ります様お願い致します。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年12月14日から令和3年1月14日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

令和2年12月14日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、令和2年7月30日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 フジ古市店

(2) 所在地 広島市安佐南区大町東一丁目77番ほか

2 提出された意見の概要

・交通関係

店舗側敷地の左端からの入店について、届出の平面図では、敷地外周を覆うフェンスが一部途切れていて、そこを通る事となっていますが、里道と敷地は0.5m程度の段差があり、高齢者が昇降するのが大変難しい状態にあります。可能であれば、水路と平行するようにスロープを設置していただけないでしょうか。併せて、営業時間中だけでいいのでスロープ周辺に照明設置・点灯をしていただきますようお願いいたします。

・騒音関係

ドラッグストアの横の室外機置場について、室外機置場の店舗外壁を除く3辺の仕切りは遮音壁が分かりませんが、特に室外機番号「S01」の騒音が大きくなっています。室外機置場の真下の水路の対岸に今年家が建ったため、騒音への対応が必要と考えます。

3 提出された意見書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年12月14日から令和3年1月14日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで